

# 西宮市文化芸術施設の活動継続支援事業

## 【募集要項】

### 1 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、売上げが大幅に減少している民間文化芸術施設の運営者に対し、映像を活用した発信事業を支援し、アーティスト等の活動の場として事業を継続することで、文化芸術分野の更なる発展に寄与することを目的とします。

### 2 支援対象事業

#### ① 内容

市内のライブハウス、ホール、ギャラリーなどの民間文化芸術施設において、無観客で行うアーティストの演奏や演技、美術作品等を撮影し、その映像またはそれらを編集したものを令和2年~~9月30日~~**11月30日（期間を延長しました。）**までに配信（有料配信も可）すること。

※事業実施の際は感染予防対策を講じ、感染拡大防止に十分留意すること。

#### ② 支援対象期間

令和2年3月1日（日）～~~8月31日（月）~~**10月31日（土）（期間を延長しました。）**  
に支出した、または支出を予定する経費

#### ③ 実施報告

事業完了後は「9 実施報告」のとおり、すみやかに報告を行ってください。

### 3 支援対象経費

支援対象事業の実施にかかる経費のうち、下記のものが対象経費となります。

#### <対象経費の詳細>

対象経費	具体的な内容	上限額
報償費	出演者謝金 等	30万円
機器購入費 又はレンタル費	カメラ、PC、集音マイク、モニター、編集機器等の 事業実施に必要な機器の購入又はレンタル費	
通信費	Wi-Fi 環境整備費 等	
消耗品費	ソフトウェア 等	
その他映像配信 にかかる経費	編集・配信コンサルティング料、著作権使用料 等	

#### 4 支援対象者

兵庫県の休業要請又は時間短縮営業の対象となった市内の民間施設のうち、下記ア～エの施設を運営する者であって、以下①～③の全ての要件を満たす者。

ア ライブハウス（小規模なコンサート会場や飲食を伴いながら生演奏等を楽しむ施設）

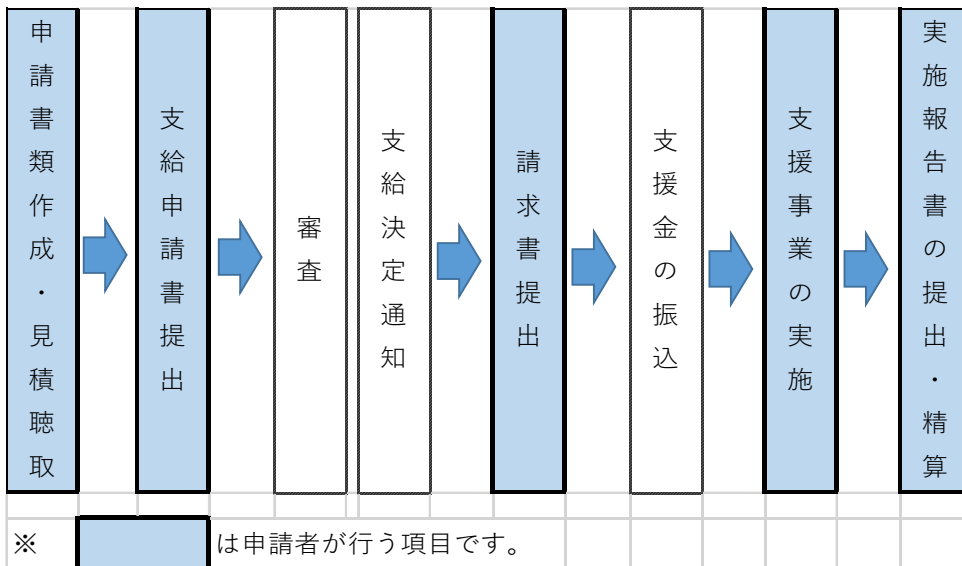
イ 劇場等（ホール、その他舞台設備のある文化芸術施設）

ウ ギャラリー

エ 貸しスタジオ（音楽、舞踊、演劇等のスタジオ、練習場）

- ① 支援対象事業について他の行政機関等から金銭的援助を受けていないこと。
- ② 市税の滞納がない、または分納や猶予措置等の手続きを行っている（または行う予定である）こと。
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者ではないこと。

#### 5 支援事業の流れ



#### 6 支給申請

##### (1) 申請受付期間

令和2年5月25日(月)～7月31日(金) **9月30日(水)** (期間を延長しました。)

まで

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

※郵送の場合は当日消印有効

##### (2) 申請書様式の入手方法

西宮市のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

■西宮市ホームページ

トップページから以下の順で検索ください。

「市政情報」⇒「政策・施策」⇒「文化振興・生涯学習」⇒「芸術文化助成金情報」  
または、トップページの「検索」よりページ番号（80423010）で検索ください。  
※ダウンロードができない方は、「12 問い合わせ先」にご連絡ください。

### （3）提出書類

次の書類を全て揃えた上でご提出ください。

- ① 支援金支給申請書（様式第1号）
- ② 誓約書（別紙）
- ③ 本人確認書類（申請者（代表者）の運転免許証、パスポートなどのコピー）
- ④ 事業計画書（様式第2号）
- ⑤ 対象施設概要書（様式第3号）
- ⑥ 興行等実績報告書（様式第4号）
- ⑦ 申請者が施設の運営者であることがわかる書類（賃貸借契約書、建物の登記事項証明書、営業許可証のコピー等）
- ⑧ 事業内容がわかる書類（許認可証の写し、税務署提出の開業届の写し、確定申告書の損益計算書等の写し等）

### （4）申請方法

インターネットまたは郵送にて提出ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参での受け付けはいたしません。

※予算の上限に達した時点で受付を終了します。

#### ① 郵送による提出

必要書類をそろえて、下記まで郵送してください。郵便料金は申請者の負担です。

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

西宮市役所・文化振興課 「文化芸術施設支援申請」担当あて

#### ② インターネットによる手続き

申請専用フォームから申請してください。

※フォームは市のホームページより検索（「（2）申請書様式の入手方法」参照）

※申請専用フォームでは添付書類が5つまで、データ容量はそれぞれ10メガバイト以内です。添付書類をスキャナで取り込む際は解像度を高くしすぎないでください。また、写真（いわゆる写メ）で用意される場合は撮影後に文字が判読できるかご確認の上、画像サイズを「中」にするなどデータ容量のオーバーにならないようご注意ください。

### （5）申請にあたっての注意事項

- ① 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類の控えを保存してください。

- ② 申請者は、施設を運営する者に限ります（賃貸施設の場合は賃貸借契約書の賃借人、所有施設の場合は不動産登記簿謄本に記載の所有者）

## 7 審査

申請書類を受領した後、支援金の支給が適切な事業であるか（「2 支援対象事業」、「3 支援対象経費」及び「4 支援対象者」に該当するか）、審査を行います。

## 8 請求

事務局で申請書類の審査を行った後、支援金（概算額）の支給が適切と認められた場合、支援金支給決定通知書（様式第 5 号）を電子メールで送付いたします。通知書を受領後、通知書と併せて送付する振込口座に関する必要書類をすみやかに提出してください。

## 9 実施報告

事業完了後、すみやかに以下の書類を提出してください。

### （1）提出書類

- ① 事業実施報告書（様式第 10 号）
- ② 領収書（写し）

### （2）実施報告提出期限 令和 2 年 ~~9 月 30 日（水）~~ **11 月 30 日（月）**（期間を延長しました。） ※郵送の場合は当日消印有効

### （3）報告様式の入手方法

支給決定通知に添付する様式又は西宮市のホームページからダウンロードし、ご利用ください。

#### ■西宮市ホームページ

トップページから以下の順で検索ください。

「市政情報」⇒「政策・施策」⇒「文化振興・生涯学習」⇒「芸術文化助成金情報」  
または、トップページの「検索」よりページ番号（80423010）で検索ください。

### （4）報告書類提出方法

「6 支給申請（4）申請方法」を参照の上インターネットまたは郵送にてご提出ください。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、持参での受け付けはいたしません。

※インターネットによる申請の場合は申請専用フォームから申請してください。

※フォームは市のホームページより検索（「（3）申請書様式の入手方法」参照）

## 10 精算

事業報告の内容を事務局で確認の上、支援金の額を確定し、事業確定通知書（様式第 11 号）を電子メールで送付いたします。

- ① 事務局への返還が生じた場合

実施報告の結果、確定通知書の確定額が支給決定額（概算額）を下回った場合、差額を返還していただきます。事務局から送付される納付書にて指定の期日までに返還をお願いします。

② 事務局からの追加支給が生じた場合

実施報告の結果、確定通知書の確定額が支給決定額（概算額）を上回った場合、差額を追加で支給します。確定通知書が届きましたら、通知書と併せて送付する振込口座に関する必要書類をすみやかに提出ください。

## 11 留意事項

- ① 審査の必要に応じ、募集要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や、現地確認を行う場合があります。
- ② 審査の結果、支給決定をしないことや支給申請額から減額して支給決定することがあります。
- ③ 申請や報告書類に虚偽の内容があった場合は、支援金の返還を求める場合があります。
- ④ 1施設につき、申請できるのは1回限りです。
  - ※ 施設を複数の個人や法人で運営している場合は、共同運営者間で協議のうえ代表申請者を決定し、申請を行ってください。
- ⑤ 本支援事業申請後、事業計画に変更が生じた場合や、事業を中止する場合は、事業計画変更申請書（様式第8号）をすみやかに提出してください（支出する内容に変更がなく、金額のみ変更となった場合は提出不要です）。
  - ※ 計画変更に伴い追加で支援金の支給が必要となったときであっても、その時点で予算の上限に達していた場合は、支給ができない場合があります。
- ⑥ 本支援事業の対象となった場合は、動画内又は紹介文等に「西宮市文化芸術施設の活動継続支援事業」と明示してください。
- ⑦ 本支援事業の対象となった施設については、映像配信等を実施できる施設として、市ホームページ等で公表する予定です。
- ⑧ 映像に使用される音楽、美術、写真等については、必ず著作権者の許諾を得た上で配信してください。第三者からの権利侵害、損害賠償等の主張がなされたとしても、申請者の責任で対処することとし、市は一切の責任を負いません。
- ⑨ 申請者が以下に該当する場合は、支援金の支給決定の全部または一部を取り消すとともに、支援金の返還を求める場合があります。
  - ア 支援対象の施設が支援事業完了前に市外に移転したとき。
  - イ 支援対象の施設が支援金支給前に閉鎖したとき。
  - ウ ~~令和2年9月30日~~11月30日（期間を延長しました。）までに事業を実施する見込みがなくなったとき。
  - エ 申請者が支援対象者に該当しないことがわかったとき。
  - オ 申請者が同一施設において複数回、支援金の支給を受けていたことがわかったと

き。

カ 支援事業が以下の内容に該当したとき。

A 宗教の教義を広め、儀式行為を行い、及び信者を教化育成すること。

B 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

C 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

キ 偽りその他不正な手段によって支援金の支給決定を受けたとき。

ク 公序良俗に反する行為があると認められるとき。

ケ 日本の法令に違反したとき。

コ その他、支援金の支給が不相当と市が判断したとき。

⑩ 返還金が発生した際に、市が定める期日までに納入を行わない場合は、延滞金を徴収する場合があります。

⑪ 市からの連絡は、原則、電子メールにて行います。

⑫ 本支援金にかかる所得税や法人税等については、適正に申告してください。

## 12 問い合わせ先

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

西宮市産業文化局文化スポーツ部文化振興課

メール：vo\_bunka@nishi.or.jp

電話：0798-35-3425

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁でのお問い合わせは受け付けません。

電話またはメールでお問い合わせください。

※ 電話による問合せは平日 9 時～17 時半に限ります。